

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書
【商標編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

3. フィリピン

3. 1 フィリピンにおける商標関連法規

フィリピンにおける商標関連法規は、以下のとおりである。

- ・知的財産法 2008 年法律第 9502 号により改正された法律第 8293 号⁹¹
第 3 部「商標、サービスマーク及び商号に関する法律」
- ・商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則
2006 年改正⁹²

3. 2 フィリピン知的財産庁で作成されている審査基準関連資料及びその概要

フィリピン知的財産庁 (Intellectual Property Office of the Philippines: 以下「IPOP HL」) においては、以下の審査基準関連資料を 2004 年より作成を開始し、2012 年 12 月に運用を開始しているが、非公開である⁹³。また現時点で⁹⁴、一般に公開する予定はない。

①商標審査ガイドライン

概要:

本ガイドラインは、商標審査官が審査業務を行う際に庁内で利用することを目的とした業務標準であり、主に拒絶すべき商標に関して記載がされているとの情報を得た。本ガイドラインには下記の内容を含む。

第 4 章 実体審査 — 総則

第 9 章 実体審査 — 適格性

第 10 章 相対的拒絶理由に関する実体審査

⁹¹ フィリピン知的財産法

<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPResources/IPCodePartIII.pdf> (英語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

<http://www.ipo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf> (日本語)

(最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

⁹² フィリピン商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則

<http://www.ipo.go.jp/shiryouse/sonota/e/fips/e/pdf/philippines/e/syouhyou.pdf#search='philippines+trademark+regulations'> (英語) (最終アクセス日:2014 年 8 月 25 日)

<http://www.ipo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/syouhyou.pdf> (日本語)

(最終アクセス日:平成 2014 年 8 月 25 日)

⁹³ 「平成 25 年度 ASEAN 諸国の意匠登録制度及びその運用実態に関する調査研究」における調査では、意匠の審査基準についても非公開であることを確認している。

⁹⁴ ヒアリング時点:2014 年 11 月

IPOPHLはASEAN 共通ガイドライン会議⁹⁵に参加している。IPOPHLは、ASEAN 共通ガイドライン⁹⁶の正式発行後は、そのガイドラインを全面的に採用する方向であるとの情報を得た。ASEAN 共通ガイドライン会議は、ECAP III(EU-ASEAN Project on the Protection of Intellectual Property Rights:知的財産権保護に関する EU-ASEAN プロジェクト)の支援のもとにASEAN 各国の知的財産担当官庁担当者が出席し、年数回の会議を実施して議論を行い、2015 年内にASEAN 共通の商標実体審査ガイドラインを発行することを目指している。会議においては、各国の法律、規則、法律の運用、商標審査ガイドラインなどが配慮され、また参考資料として 欧州共同体商標審査ガイドラインも提供されている⁹⁷。

3. 2. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

①商標審査ガイドライン

本ガイドラインは商標審査官が審査業務を行うために庁内部で使用する業務標準であると位置づけられている。したがって、本ガイドラインは法的拘束力のない指針であり、裁判では参考にはされない。

3. 2. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

(1)審査基準関連資料改訂の理由

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる。ただし、これまで改訂の実績はなく、今後改訂が行われる場合の取り扱いである。

- ・ 関係法令の変更
- ・ 判決による解釈の変更
- ・ 出願人からの要望

⁹⁵ Guidelines for the substantive examination of trade marks
<http://www.ecap-project.org/activities/guidelines-substantive-examination-trade-marks> (英語)
(最終アクセス日:2015 年 1 月 14 日)

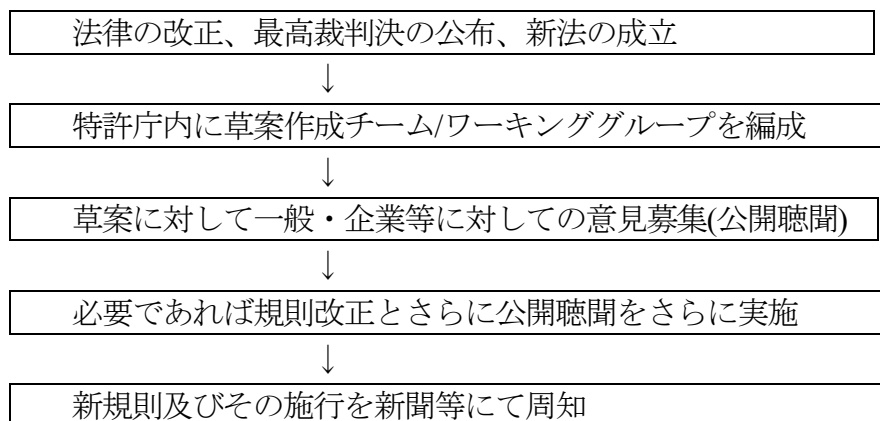
<http://www.ecap3.org/events/common-guidelines-tm-substantive-examination-meeting> (英語)
(最終アクセス日:2015 年 1 月 14 日)

⁹⁶ Guidelines for the substantive examination of trade marks (ASEAN)
<http://www.ecap-project.org/activities/guidelines-substantive-examination-trade-marks> (英語)
(最終アクセス日:2015 年 1 月 28 日)

⁹⁷ (参考) アセアン知財協力作業部会による「管理国実施作業計画 2012-2015」について
特許研究 PATENT STUDIES No.57 2014/3 p.66~p.81
<http://www.inpit.go.jp/content/100558538.pdf> (日本語) (最終アクセス日: 2015 年 2 月 12 日)

(2) 審査基準関連資料の改訂の流れ

IPOPHL における品質基準関連資料の作成及び改訂の流れは、現状決まったプロセスは存在しないが、今後審査基準を公開する場合には、下記プロセスを実施する予定との情報を得た。



3. 2. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

① 商標審査ガイドライン

発行時期: 2012年12月(2004年ドラフト作成開始)
改訂の頻度: 不定期
最近の改訂時期: 未改訂
改訂の概要: 発行以来改訂されていない。

3. 3 商品・役務の区分に関して

フィリピンはニース協定に加盟していないが、商品・役務の区分の分類に関して、ニース協定に基づく国際分類を採用している(知的財産法第144条)。登録を求める商品又は役務の名称をニース分類の区分ごとにまとめて、各々の商品又は役務が属するニース分類の分類番号と共に表示しなければならない(知的財産法第124条、商標規則第416)。指定商品・役務の区分及び表示の判断方法、商品・役務の類否の判断方法については以下のとおりである。

3. 3. 1 指定商品・役務の区分及び表示の判断方法

指定商品・役務の区分及び表示の判断に関して、公開していない審査基準に照らして判断している。審査基準の内容に関しては不明であるが、知的財産法第 144 条(1)及び「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第 400(k)及び第 416 に沿うものとされている。

知的財産法

第 144 条 商品及びサービスの分類

144.1 各登録及び出願又は庁が行う登録に関する庁の公告には、ニース分類の類に従って群に纏めた商品又はサービスをその名称により表示し、各群は、同分類の類の順に従い、商品又はサービスの当該群が属する同分類の類の番号に続いて記載する。

「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」

規則 400 出願書類の条件

(k) 登録を求める商品又はサービスのニース分類に従った分類による名称、及びその分類により商品又はサービスが属するニース分類の番号

規則 416 ニース分類

出願人は、登録を求める商品又はサービスの名称を、ニース分類の類ごとにまとめて、各々の商品又はサービスが属するニース分類の分類番号と共に表示しなければならない。(分類表は省略)

3. 3. 2 商品・役務の類否の判断方法

商品・役務の類否の判断に関して、公開していない審査基準に照らして判断している。審査基準の内容に関しては不明であるが、知的財産法第 144 条(2)に沿うものとされている。

知的財産法

第 144 条 商品及びサービスの分類

144.2 商品又はサービスは、それらが登録又は庁による公示においてニース分類の異なる類に属するという理由によっては相互に類似であるとも非類似であるともみなすことはできない。

3. 4 審査基準関連資料の内容について

IPOPHL が作成している審査基準関連資料において、下記項目に該当する箇所は以下のとおりとされている。

3. 4. 1 自国以外の歴史上の人物名からなる商標登録出願に関する規定

公開していない商標審査ガイドライン(第 10 章 相対的理由に関する実体審査)に関連部分の記載があるようであるが詳細は不明である。原則として、知的財産法第 123 条(1)(c) 及び「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第 101(c)に従って判断される。

知的財産法第 123 条(1)(c)及び「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第 101(c)

(c) 存命中の特定の個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章(ただし、その者の承諾を得ている場合を除く)又はフィリピンの故大統領の名称、署名若しくは肖像からなる標章(ただし、未亡人がいる場合は、その存命中に限る。また、未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く)

3. 4. 2 地理的表示・原産地呼称を商標として登録するための規定

フィリピンにおいて地理的表示・原産地呼称を商標として登録するための規定は以下のとおりである。

(1)地理的表示・原産地呼称を保護する法律(制度)

フィリピンにおいて地理的表示・原産地呼称は、フィリピン知的財産法によって保護される。本法律において地理的表示・原産地呼称は、団体商標として登録が可能である。

(2)地理的表示・原産地呼称の主体要件の審査、資料、プロセス等

フィリピンにおいて地理的表示・原産地呼称の主体要件の審査に関する審査の規定はなく、審査も行われない。通常の商標出願と同様な審査が行われる。

3. 4. 3 登録要件や不登録事由に関する規定

(1)登録要件に関する規定

商標の登録要件は、下記にまとめられている。詳細内容は不明であるが、上記、商標法第123条及び「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第101に沿った内容であるとの情報を得た。

基準名: 商標審査ガイドライン(非公開)
第9章 実体審査—適格性

知的財産法第123条において商標の登録要件は下記のように定められている。また、「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第101においても同一内容が記載がされている。

第123条 登録要件

123.1 次の標章については、登録を受けることができない。

- (a) 反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事柄、又は故人(存命中であるか故人となっているかを問わない)、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付け、それらとの関連を誤認させるように示唆し、若しくはそれらに侮辱若しくは汚名を与える虞がある事柄からなる標章
- (b) フィリピン、フィリピンの政治上の分権地若しくは外国の国旗、紋章その他の記章、又はそれらに類似したものからなる標章
- (c) 存命中の特定の個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章(ただし、その者の承諾を得ている場合を除く)又はフィリピンの故大統領の名称、署名若しくは肖像からなる標章(ただし、未亡人がいる場合は、その存命中に限る。また、未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く)
- (d) 他の権利者に帰属する登録された標章又は先の出願日若しくは優先日を有する標章に同一であって、かつ、次の何れかに係る標章
 - (i) 同一の商品又はサービス
 - (ii) 密接に関連する商品又はサービス
 - (iii) 欺瞞するか若しくは混同を生じさせる虞がある程に類似している場合
- (e) フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、フィリピンの権限のある当局により出願人以外の者の標章として国際的に及びフィリピンにおいて広く認識されていると認められた標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であり、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用する標章。ただし、標章が広く認識されているか否かを決定するに当たっては、一般公衆の有する知識ではなく、関連する公衆の有する知識(当該標章の普及の結果として獲得されたフィリピンにおける知識を含

む)を考慮する。

- (f) (e)の規定に従って広く認識されていると認められ、かつ、登録が求められている商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについてフィリピンにおいて登録されている標章に同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該標章の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された標章の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の権利が当該使用により害される虞がある場合に限る。
- (g) 商品又はサービスの特に性質、質、特性又は原産地について公衆を誤認させる虞がある標章(h) 指定する商品又はサービスに特有の標識のみからなる標章
- (i) 日常の言語又は誠実なかつ確立された商業上の慣行において商品又はサービスを示すために通例又は普通になっている標識又は表示のみからなる標章
- (j) 商品又はサービスの種類、質、量、意図されている目的、価格、原産地、商品の製造又はサービスの提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標識又は表示のみからなる標章
- (k) 技術上の要因、商品自体の性質又は商品の固有の価値に影響する要素により必要とされる形状からなる標章(l) 色のみからなる標章。ただし、形状により定義される場合はこの限りでない。
- (m) 公の秩序又は善良の風俗に反する標章

123.2(j), (k)及び(l)にいう標識又は図案に関しては、フィリピンにおいて商業上使用された結果として登録を求める商品との関連において識別性を有するに至った如何なる標識又は図案も、これを登録することを妨げない。庁は、出願人の商品又はサービスについて商業上使用され、識別性を有するに至ったことを推定する証拠として、識別性の主張をする日前5年の間フィリピンにおいて出願人が商業上当該標章を実質的に独占的かつ継続的に使用していたことの証明を認めることができる。123.3 標章を適用する商品の性質は、登録に対する障害にはならない。

(2)不登録事由に関する規定

商標の不登録事由に関しては、下記にまとめられている。詳細内容は不明であるが、「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第 101 に沿った内容であるとの情報を得た。

基準名: 商標審査ガイドライン(非公開)

第 10 章 相対的理由に関する実体審査

(1)登録事由に関する規定で示した知的財産法第 123 条及び「商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則」第 101 において、商標の不登録事由に併せて記載がされている。

3. フィリピン

(1) 知的財産庁

- ・ Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)

<http://www.ipophil.gov.ph/>

(最終アクセス日:2015年2月12日)

(2) 商標関連法規・規則等

- ・ 知的財産法 2008年法律第9502号により改正された法律第8293号
第3部「商標、サービスマーク及び商号に関する法律」

<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPResources/IPCodePartIII.pdf>

(英語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf>

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

- ・ 商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則 2006年改正

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota_e/fips_e/pdf/philippines_e/syouhyou.pdf#search='philippines+trademark+regulations'

(英語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/syouhyou.pdf>

(日本語) (最終アクセス日:2014年8月25日)

(3) 審査基準関連資料

審査基準関連資料は一般に公開されていない。